

## 社会福祉法人ゆいのもり福祉協会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆいのもり福祉協会の理事、監事、評議員、評議員選任解任委員および苦情解決第三者委員の報酬等について定めるものである。

(理事会、評議員会およびの評議員選任解任委員会出席時の報酬)

第2条 理事、監事、評議員、評議員選任解任委員が理事会、評議員会およびの評議員選任解任委員会に出席した時は、別表1により報酬を支払う。

(監査時の報酬)

第3条 監事が、監査を行う時は、別表2により報酬を支払う。

(研修および東京都説明会等出席時の報酬)

第4条 理事、監事、評議員、評議員選任解任委員および苦情解決第三者委員理事が研修および東京都説明会等に出席した時は、別表3により報酬を支払う。

(宿泊を伴う法人業務における報酬)

第5条 理事、監事、評議員、評議員選任解任委員および苦情解決第三者委員が、法人業務のため宿泊を伴う出張をする時は、別表4により報酬および旅費等を支払う。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(苦情解決第三者委員の業務における報酬)

第6条 苦情解決第三者委員が、苦情解決における苦情受付・助言等の業務をした時は、別表5により報酬を支払う。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する理事および評議員選任解任委員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある時は、評議員会及び理事会の議決を経なければならない。

付 則 この規程は、平成29年2月20日より施行する。

但し、平成29年3月31日までの理事会および評議員会出席に関しては旧規定によるものとする。

附則 この規程は、平成30年3月16日より施行する。

### 社会福祉法人ゆいのもり福祉協会 役員等報酬規程 別表

別表1 理事会、評議員会及び評議員選任解任委員会の出席時の報酬

名 称	報酬額(日額)
理事会または評議員会および 評議員選任解任委員会出席	3000円

注1 定款細則第4条の別表1(理事会の法人業務決定事項)による法人の業務に関し、理事・監事が事前会議等に出席した場合は、理事会出席と同様の報酬等を支払う。

注2 税理士の場合は、報酬17000円とする。

別表2 監査時の報酬

名 称	報酬額(日額)
監 査	15000円

注1 税理士の場合は、報酬42000円とする。

別表3 研修および東京都説明会等出席時の報酬

名 称	報酬額(日額)
研修および東京都説明会等 出席	6000円

注1 税理士の場合は、報酬17000円とする。

別表4 宿泊を伴う法人業務における報酬

報酬額(日額)	旅 費	宿泊費	その他必要経費
6000円	実 費	実 費 上限額15000 円	実 費

注1 税理士の場合は、報酬17000円とする。

別表5 苦情解決第三者委員の業務における報酬

名 称	報酬額(日額)
-----	---------

虐待防止委員会出席	3000円
-----------	-------

注1 苦情解決における苦情受付・助言等の業務をした場合は、虐待防止委員会出席と同様の報酬等を支払う。